

新宮市新規開業にぎわい支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、創業の促進及び、開業に係る初期投資の軽減並びに売上向上の早期支援による経営の安定化に資するため、市内で開業する者が開業初期に行う広告宣伝事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 補助金の対象事業は、前条の目的を達成するための次に掲げる事業とする。

- (1) チラシ等の印刷物の製作及び配布
- (2) 新聞、雑誌等への広告掲載
- (3) ホームページの開設
- (4) その他、市長が適当と認める事業

2 前項に定める事業は、第6条で定める交付決定のあった日から、開業日の6ヶ月後又は申請年度末のうちいずれか早い日までに行うものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者は、市の住民基本台帳に記録されている者又は市内に主たる事業所を有する法人で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に該当する者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 新宮商工会議所の会員
- (4) 卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業を営むものにあつては新宮市観光協会の会員。ただし、市長が必要と認める場合に限る。
- (5) 過去にこの要綱による補助を受けていない者

2 前項に関わらず、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける事業や公序良俗に反する事業を行うときは、補助の対象とはならない。

3 補助対象者は、次のいずれにも該当してはならない。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- イ 法人にあつては、代表者又は役員の中に暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員という。以下この項において同じ。）に該当する者があるもの
- ウ 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの

(補助額)

第4条 補助金の額は、対象経費の2分の1に相当する金額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）とし、20万円を上限とする。

(補助の申請)

第5条 補助を受けようとする者は、新宮市新規開業にぎわい支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、新宮市新規開業にぎわい支援事業補助金申請者に係る確認書（別記第2号様式）及び関係書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、関係書類のうち申

請時に提出することができないと認められる場合は、第8条に定める実績報告の日までに当該書類を提出するものとする。

(補助の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助を決定したときは、新宮市新規開業にぎわい支援事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、その申請内容を変更又は中止しようとするときは、新宮市新規開業にぎわい支援事業変更・中止承認申請書（別記第4号様式）に、関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、変更又は中止を認めたときは、新宮市新規開業にぎわい支援事業変更・中止承認書（別記第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(完了の報告)

第8条 申請者は、対象事業が完了したときは、速やかに新宮市新規開業にぎわい支援事業補助金実績報告書（別記第6号様式）に、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類を審査し、適正と認めるときは、新宮市新規開業にぎわい支援事業補助金確定通知書（別記第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付の確定を受けた者は、速やかに新宮市新規開業にぎわい支援事業補助金交付請求書（別記第8号様式）により、市長に補助金を請求するものとする。

(補助の決定の取消し又は返還)

第10条 市長は、申請者が偽りその他の不正な手段により補助を受けようとし、又は受けたときは、補助の決定を取り消し、又は既に交付した補助額を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

この告示は、平成28年4月1日から施行する。